

## 出願資格

日本学生支援機構奨学金(以下、「日学」と表記する。)

人物・学業ともに優秀でかつ健康でありながら、経済的に学費の捻出や学生生活の継続が困難となり、奨学金の必要性が認められる学生とします。

但し、**下記に該当する場合は出願資格がありません。**

- (1) 聴講生・科目等履修生
- (2) 外国人留学生 → 奨学金については、**国際センター事務室**へ相談してください。
- (3) 2017年度まで日学奨学生であったが、継続して奨学金を受けるための手続(継続願提出)を完了しなかった。あるいは、成績不振により2018年度に「**廃止(奨学金の資格を失うこと)**」措置を受けた。
- (4) 現在、日学奨学生であって、成績不振により2018年度1年間の奨学金貸与「**停止(1年間奨学金の交付を停止すること)**」措置を受けた。
- (5) 下記のいずれかに該当する。
  - ① 2018年4月1日以降引き続き、日学奨学生である(継続願手続を行った)。  
但し、**移行・併用を希望する場合は、もう1種類の日学奨学金に出願できます。**
  - ② 標準修業年限を超えて在学する。
- (6) 在日外国人の方で、次に記載する **在日外国人の方の出願資格** の条件に該当しない方。

### 在日外国人の方の出願資格

下記のいずれかに該当する場合は出願資格があります。

- (1) 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年5月10日法律第71号)」第3条に規定する法定特別永住者
- (2) 「出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)」第2条の2に規定する別表第2による在留資格を有する者

〈 出入国管理及び難民認定法 別表第2 〉

在留資格	本邦において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは平和条約国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定住者(注)	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

注) 定住者の場合、日本に永住する意思がある等、永住者に準じることが必要となります。